

2026年4月15日

公正取引委員会 事務総局  
官房参事官（デジタル担当）室 御中

一般社団法人 新経済連盟

「スマホソフトウェア競争促進法に基づく遵守報告書」に対する意見

貴委員会により本年2月17日付で公表された、Apple Inc.、iTunes 株式会社及び Google LLC の「スマホソフトウェア競争促進法に基づく遵守報告書」に対し、新経済連盟の意見を以下のとおり提出致します。

**法6条**

**【該当箇所】**

遵守報告書（Apple Inc.及び iTunes 株式会社）：14 頁/(32)

遵守報告書（Google LLC）：8 頁/B.1(6).

**【意見】**

指定事業者により課される手数料全般において、当該手数料を課す理由並びにその具体的な算定方法及び水準の合理性に関する説明が不明確かつ不十分であるところ、指定事業者は、これらについて遵守報告書に具体的に記載すべきである。

**【理由】**

貴委員会が昨年7月29日に公表した「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針」（以下単に「指針」という。）において、指定事業者が、当該指定事業者が提供するアプリストアを利用するアプリ事業者に手数料を課す場合、当該指定事業者に対し、「(中略) 指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事業者が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、(中略) 個別アプリ事業者等に対して説明すること」（52-53 頁）を求めている。

しかしながら、Apple Inc.及び iTunes 株式会社（以下「Apple」という。）から提出された遵守報告書においては、当該手数料を課すことについて「明確なルールに基づいて」と言及（14 頁）されてはいるものの、その「明確なルール」についての説明がなく、ましてや Google LLC（以下「Google」という。）の遵守報告書においては、手数料の根拠に関する説明は一切記載されていない。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、国内の特定ソフトウェアに係る市場における競争を促進するため、また、アプリ事業者が手数料水準の合理性を理解し安心してアプリを開発等できるようにするためにも、指定事業者は、遵守報告書において、当該指定事業者が提供するアプリストアの利用に手数料を課す理由並びにその算定方法及び水準の合理性について具体的に明示する必要がある。

貴委員会におかれても、Apple 及び Google に対して、次回提出の遵守報告書への当該事項の記載を指示願いたい。

## 正当化事由

### 【該当箇所】

遵守報告書（Apple Inc.及び iTunes 株式会社）：14 頁/(33)、52 頁

### 【意見】

正当化事由については法第7条ただし書及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）第2条でのみ定義されているところ、これらにおいて知的財産権の保護は規定されていないため、正当化事由を曲解させるような次の記載を削除し、正当化事由はあくまで上記の規定で定義されたものに限定される旨を明確化すべきである。

- ・「また、同法は、指定事業者が自己の知的財産権を保護する権利についても認めています（これらを総称して「包括的正当化事由」といいます。）」（14 頁）
- ・「包括的正当化事由」の項（52 頁）

### 【理由】

正当化事由は、法第7条ただし書に規定された「①スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、②スマートフォンの利用者に係る情報の保護、③スマートフォンの利用に係る青少年の保護」、及び令第2条に規定された「④スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止、⑤スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止」の5つに限定されており、知的財産権の保護が含まれていないことは明白である。また、知的財産権については、指針において「従来の独占禁止法における運用に倣って判断する」（37 頁）旨の記載に留められている。

他方、Apple の遵守報告書では、14 頁の上記箇所において「知的財産権を保護する権利」も法により認められている旨の記載がなされるとともに、改めて「包括的正当化事由」という用

語が定義され、これを用い続ける形で、あたかも知的財産権の保護も正当化事由に含まれているかのように遵守報告書本文の記述が進められている。

法の定義を上書きするようなこうした記載を行うことは誤った法解釈につながりかねないことから適当ではなく、また、知的財産権の保護も法や令が定める正当化事由に含まれるとアプリ事業者が誤認する可能性も高いことから、こうした記載は削除する必要がある。

貴委員会におかれても、Apple における正当化事由への理解を正すとともに、次回提出の遵守報告書においてはこうした記載が削除されるよう指示願いたい。

## 法第7条第2号

### 【該当箇所】

遵守報告書（Apple Inc.及び iTunes 株式会社）：22 頁/(57)

### 【意見】

指定事業者が利用する自社の OS 機能をアプリ事業者が同等の性能でアプリの提供に利用することを妨げる内容であることから、次の記載を削除すべきである。

「(57) リクエストフォームを通じてリクエストを受領したとしても、Apple が、当該デベロッパ（又はデベロッパ全般）に対して、リクエストされた特定の機能を構築し、提供することを約束する、あるいはそのような期待を生じさせるものではありません。これについては、Apple の商業戦略及び優先順位に沿った Apple の裁量に委ねられます。また、Apple は、構築された機能を、Apple の標準的な条件の下で提供するか、又は手数料を含む追加的な条件の下で提供するかについても、商業上の裁量を有します。」（22 頁）

### 【理由】

法第7条第2号の規定の趣旨は、「基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、OS 機能であって、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者（略）が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げることを禁止」することにより「個別ソフトウェアに係る競争を促進」（指針 34 頁）することである。

他方、Apple の遵守報告書では、上記のとおり、アプリ事業者から申請された当該 OS 機能の利用許可について「Apple の商業戦略及び優先順位に沿った裁量」に委ねられ、また、「手数料を含む追加的な条件の下で提供するかについて」の判断についても「Apple は（中略）商業上の裁量を有する」としているところ、こうした内容は明らかに上記の趣旨に反することから、当該記載は削除する必要がある。

貴委員会におかれても、Apple における当該趣旨への理解を正すとともに、次回提出の遵守報告書においてはこうした記述が削除されるよう指示願いたい。

## 法第7条第2号

### 【該当箇所】

遵守報告書（Apple Inc.及び iTunes 株式会社）：22 頁/(57)

### 【意見】

EU の DMA では、指定事業者は、当該指定に係る OS 上で当該指定事業者が利用可能な機能を他のアプリ事業者にも無償で利用可能とすることとされていることを踏まえ、日本においても、当該利用について無償を原則とする旨を明記すべきである。

### 【理由】

EU において無償で利用できることとされている上記の機能について、日本では有償とすることを認めると、国内の特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保に問題が生じるのみならず、指定事業者が EU での対応において要したコストを日本において回収しようとするおそれがあり、国内関係者の利益を不当に損なうこととなる。

本件に関連するものとして、Apple の遵守報告書において「構築された機能を、(中略)手数料を含む追加的な条件の下で提供するかについても、商業上の裁量を有します」(22 頁)との記載があるが、無償が前提とはされていない。上記の懸念を払拭するためにも、当該機能の利用については無償であることを遵守報告書において明示する必要がある。

貴委員会におかれても、アプリ事業者が指定事業者の OS 機能は無償で利用できるよう、引き続き調査及び交渉を継続願いたい。

## 法第8条第1号・第2号

### 【該当箇所】

遵守報告書（Apple Inc.及び iTunes 株式会社）：25 頁/(68)、26 頁/(77)

遵守報告書（Google LLC）：17 頁/B.1(12).(g)、21-22 頁/B.2(12)

### 【意見】

代替決済及びリンクアウトによる外部決済に係る手数料について、当該手数料を課す理由並びにその算定方法及び水準の合理性に関する説明が不明確かつ不十分であるところ、指定事業者は、これらについて遵守報告書に具体的に記載すべきである。

### 【理由】

上述のとおり、指針において、指定事業者がアプリ事業者へ手数料を課す場合、当該指定事業者に対し、「指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事業者

が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、(中略) 個別アプリ事業者等に対して説明すること」(52-53 頁) を求めている。

しかしながら、代替決済及びリンクアウトによる外部決済に係る手数料について、Apple の遵守報告書では抽象的な記載にとどまり、Google の遵守報告書においても、サードパーティ製の PMS (Payment Management System : 決済管理システム) を利用する場合に標準サービス手数料から 4%減額される旨記載されているのみであり、具体的な説明は一切行われていない。

指定事業者より、手数料を課す理由並びにその算定方法及び水準の合理性が具体的に示されなければ、これが、指針が示す「過度な金銭的負担」に該当しているか判断することは困難である。国内の特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争を促進するため、また、アプリ事業者が手数料水準の合理性を理解し、安心してアプリを開発等できるようにするためにも、指定事業者は、遵守報告書において、代替決済及びリンクアウトによる外部決済に手数料を課す理由並びにその算定方法及び水準の合理性について具体的に明示する必要がある。

貴委員会におかれても、Apple 及び Google に対して、次回提出の遵守報告書への当該事項の記載を指示願いたい。

## 法第 8 条第 2 号

### 【該当箇所】

遵守報告書 (Google LLC) : 19 頁/B.2(7).

### 【意見】

Google が外部誘導を行うアプリを開発するアプリ事業者に外部決済プログラム (External Payment Program : EPP) への加入を求めている件に関し、当該外部誘導が文字列のみで行われる場合にはその必要は無い旨、遵守報告書において明らかにすべきである。

### 【理由】

Google の「外部決済プログラムに関する デベロッパー向け利用規約」では、外部誘導を文字列のみで行うアプリを開発する場合は EPP への加入は不要と記載されているものの、デベロッパー向けの定期的なウェビナー (Play on Air) における説明では、この場合であっても EPP への加入が必要とされており、運用上の齟齬が生じている。

これを解消し、外部誘導を文字列のみで行うアプリを開発する場合のプロセスに関する正しい理解を促進するためにも、遵守報告書において、この場合には EPP への参加不要である旨を明示的に記載する必要がある。

貴委員会におかれても、Google に対して、次回提出の遵守報告書への当該事項の記載を指示願いたい。

## 法第8条第1号・第2号

### 【該当箇所】

遵守報告書（Apple Inc.及び iTunes 株式会社）:27 頁/(78)

遵守報告書（Google LLC） :15 頁/B.1(9)、17 頁/B.1(12)(c)

### 【意見】

指定事業者は、アプリ事業者が代替決済やリンクアウトによる外部決済を行うアプリを開発する際に、当該アプリ事業者に対し、当該アプリにおいて自社の決済システムを併せて利用させることをやめ、法第8条第2号の規定に則った運用を行うことを遵守報告書において明らかにすべきである。

### 【理由】

指針では、法第8条第2号において禁止されている「関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げること」の例として、「関連ウェブページ等における商品若しくは役務の提供を行うための条件又は本個別ソフトウェア内で外部誘導情報の表示若しくはリンクアウトの提供を行うための条件として、個別アプリ事業者及びスマートフォンの利用者にとって必要性がないのに、指定事業者等の提供する支払管理役務又は支払手段を併せて利用することを強制すること。【想定例 86】」（57 頁）を挙げている。

しなしながら、Apple はリンクアウトによる外部決済を利用するアプリに Apple のアプリ内課金システムの併設を義務付けているほか、Google も、遵守報告書において、Google Play の決済システムの併設を条件に、UCB（User Choice Billing：ユーザー選択型決済）プログラムに加入し、サードパーティ製の PMS（Payment Management System：決済管理システム）を提供することを許可するとしており、代替決済やリンクアウトによる外部決済を利用する場合、事実上、指定事業者の決済システムを併用することが強制されている。

法の趣旨を逸脱する指定事業者によるこうした強要は是正される必要があることから、指定事業者は自らこれを見直す必要がある。

貴委員会におかれても、Apple 及び Google に対し、その是正を指示するとともに、次回提出の遵守報告書において、法第8条第2号の規定に則った運用を行うことを明らかにするよう指導願いたい。

以上